学校感染症罹患報告書(出席停止)

学校保健安全法第19条により、学校における予防すべき感染症に罹患した場合は「出席停止」になります。出席停止期間については、下表のように規定されております。

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、	
	痘そう、南米出血熱、ペスト、マール	治癒するまで
	ブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎	
	(ポリオ)、ジフテリア、重傷急性呼	
	吸器症候群(SARS)、鳥インフルエン	
	ザ(H5NI)	
第 2 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終
		了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状
		態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	- 病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	→流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)	
	溶連菌感染症、マイコプラズマ感染	
	症、手足口病など	

務

健